

平成 22 年 7 月
厚生労働省労働基準局

改正労働安全衛生規則等に基づく足場からの墜落防止措置の効果の分析について

1 趣旨・目的

足場等からの墜落による労働災害防止対策については、改正労働安全衛生規則の確実な履行と併せて、安全衛生部長通達（※）に基づく措置の普及を図っているところであるが、今般、これらの措置の効果进行分析し、今後の対策に活用することを目的として、平成 21 年度に発生した足場からの墜落・転落による災害 828 件を対象として分析を行った。

（※）足場からの墜落・転落災害を防止するため、平成 21 年 6 月 1 日より省令を改正し、対策を強化しているところであり、これと併せて、「より安全な措置」として、「手すり先行工法」の採用等を通達（平成 21 年 4 月 24 日付け安全衛生部長名通達）で示し、指導を行っている。

2 集計結果を踏まえての分析及び改正省令等に基づく措置の効果の分析

（1）墜落防止措置と災害発生状況との関係

高さ 2m 以上の足場からの墜落・転落 490 件のうち、

ア 組立・解体中の最上層からの墜落・転落災害 合計 90 件

- ①安全帯の使用等省令に基づく措置あり・・・・・・・・・・ 6 件（ 6. 7 %）
- ②安全帯の使用等省令に基づく措置なし、不十分・・・・・・・・ 84 件（93. 3 %）
（手すり先行工法を採用していたもの・・・・・・・・・・ 3 件）

イ 通常作業時等における墜落・転落災害（一側足場からの墜落によるもの（86 件）を

除く） 合計 314 件

- ①改正省令に基づく措置あり・・・・・・・・・・ 18 件（ 5. 7 %）
うち、部長通達に基づく措置あり・・・・・・・・・・ 3 件（ 1. 0 %）
- ②改正省令に基づく措置なし、不十分・・・・・・・・・・ 276 件（87. 9 %）
うち、改正前の省令に基づく措置あり・・・・・・・・・・ 72 件（22. 9 %）
- ③その他、不明・・・・・・・・・・ 20 件（ 6. 4 %）
（手すり先行工法を採用していたもの・・・・・・・・・・ 3 件）

（2）まとめ

- ・ 今回の分析の結果、改正省令等に基づく墜落防止措置を適切に実施していなかったものが全体の約 9 割を占めており、改正省令等に基づく措置を講じていたにも関わらず被災した事案についても、床材の緊結不備等や労働者の不安全行動等によるものがほとんどを占めている。
- ・ なお、労働者死傷病報告の記載のみからでは詳細に判断することはできなかったが、手すり等が設置されていなかったものの中には、手すりを臨時に取り外して作業を行っていたもののほか、臨時に取り外した手すりを復旧しないままに次の作業を行ったと考えられるものも多く認められた。

（3）今後の対応

- ・ 今後は今回の分析結果を踏まえ、学識経験者や労働災害防止の専門家による検証・評価の場を設け、改正省令等に基づく墜落防止措置の効果について検証・評価を行うこととしている。